

ID: 318

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市歴史民俗資料館条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第171号		
【根拠条文】 (入館の制限) 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館又は観覧を拒み、又は退館を命じることができる。 (1) 館内の秩序若しくは風俗を乱し、又はそのおそれがあるとき。 (2) 資料館の管理運営上必要な指示又は指導に従わないとき。 (3) その他管理上支障があると認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日